

# 「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針

愛 媛 県

## 第1 趣旨

この指針は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の35第3項の規定により介護サービス事業者（以下「事業者」という。）に対して県が実施する調査について、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の47の2の規定に基づき必要な事項を定める。

## 第2 調査の目的

利用者の介護サービス選択に資する公表情報の客観性を担保し、介護サービスの質の向上を図ることを目的として、報告内容の事実確認のために調査を実施する。

## 第3 調査の対象

介護サービス情報の公表制度における公表対象事業所のうち、調査対象とする事業所は、毎年度策定する報告・調査・公表計画において選定する。また、調査対象事業所は、原則として下記(1)又は(2)の要件に該当する事業所とする。

- (1) 計画の基準日現在で、指定を受けた介護サービスを実施している事業所のうち、基準日前1年間に指定を受けた事業所であって、愛媛県国民健康保険団体連合会のデータにより基準日前1年間の介護報酬支払実績が100万円を超える介護サービスを実施しているもの
- (2) 報告内容に虚偽が疑われる事業所

## 第4 調査の対象となるサービス区分

別表のサービス区分表の各区分内において、1事業所で複数のサービスを実施している場合は、主たるサービスの調査をもって、従たるサービスの調査とみなすこととする。

## 第5 調査の実施方法

調査は、調査員が事業所単位に訪問して行うことを基本とする。

## 第6 その他

- (1) この指針は、平成24年5月24日から施行し、同年4月1日から適用する。
- (2) 平成24年度における第3(1)の適用については、「基準日前1年間に指定を受けた事業所」とあるのは、「平成22年及び平成23年中に指定を受けた事業所」と読み替えるものとする。

## 附 則

この指針は、平成25年4月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 30 年 7 月 23 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この指針は、令和元年 5 月 24 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この指針は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 【別表】

サービス区分	サービス名称
1	訪問介護
	夜間対応型訪問介護
2	訪問入浴介護
	介護予防訪問入浴介護
3	訪問看護
	介護予防訪問看護
	指定療養通所介護
4	訪問リハビリテーション
	介護予防訪問リハビリテーション
5	通所介護
	地域密着型通所介護
	認知症対応型通所介護
	介護予防認知症対応型通所介護
	指定療養通所介護
6	通所リハビリテーション
	介護予防通所リハビリテーション
	指定療養通所介護
7	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
	介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））
	介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））
	地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
8	特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
	介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
	特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））
	介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））
	地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
9	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））
	介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））
	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型）））
	介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型）））
	地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））
10	福祉用具貸与
	介護予防福祉用具貸与
	特定福祉用具販売
	特定介護予防福祉用具販売
11	小規模多機能型居宅介護
	介護予防小規模多機能型居宅介護
12	認知症対応型共同生活介護
	介護予防認知症対応型共同生活介護
13	居宅介護支援
14	介護老人福祉施設
	短期入所生活介護
	介護予防短期入所生活介護
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
15	介護老人保健施設
	短期入所療養介護（介護老人保健施設）
	介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
16	介護医療院
	短期入所療養介護（介護医療院）
	介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
17	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
18	複合型サービス